

# 一般社団法人 かけはし 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 かけはし という。

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市泉区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、子どもたちが安心して、自分自身を信じる力と自分の可能性を切り拓く力を育み、子どもたちが自然に親しみながら、自分らしく生き生きと生活したりできるようにするために、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくり事業を行う。

また、子どもたちの生きる力を育むために、学校以外の場所で、子どもたちが主体となって、自分のまちや今の社会に貢献できることを考え、行動するための支援活動及びESD（持続可能な開発のための教育）事業を行う。

さらに、すべての子どもたちの学習権を保障できるように、放課後に開設されている様々な子どもたちの居場所に、学習支援という形で関わる。

これらの事業を行うにあたり、学校、地域住民、民間機関、団体、企業をはじめ地方公共団体とのパートナーシップの確立を図り、新しい時代の中で、次世代を担う子どもたちが自己肯定感を高め、よりよい社会を創造していく一助となるように努め、社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校教育・社会教育・生涯教育の充実を目的とした教育事業及び教育支援事業
- (2) 農業・スポーツ・文化活動等の体験活動を促進する教育事業及び教育支援事業
- (3) 教育活動に必要な教育資源の調査・統計・分析を通じた研究開発事業
- (4) 子どもたちの健全育成、保健、医療又は福祉の増進及び普及啓発を図る事業
- (5) ESD（持続可能な開発のための教育）事業及びキャリア教育に関わる事業
- (6) 学校及びその他機関並びに企業等とのパートナーシップの確立を図る事業
- (7) その他、前各号に掲げる事業に附帯又は、関連する事業

### 第3章 社員及び会員

#### (法人の構成員)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、基幹会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 基幹会員 当法人の活動を主体的に担い、自己決定を行う個人及び団体
- (2) 賛助会員 当法人の活動に賛同し、活動を援助するとともに、サービスを楽しむ個人又は団体
- (3) 活動会員 当法人の活動に賛同し、サービスを楽しむ個人又は団体

#### (会員の資格取得)

第6条 当法人の基幹会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、所定の賛助会員申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認によって入会できる。
- 3 活動会員として入会しようとする者は、所定の活動会員申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認によって入会できる。

#### (経費)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するために、次項の経費の負担を負う。

- 2 基幹会員及び賛助会員、活動会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

#### (除名)

第9条 当法人の会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条2項に定める社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

#### (会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき
- (5) 総社員が同意したとき

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名、名称及び住所並びに種別を記載した会員名簿を作成する。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員（基幹会員）をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求できる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会の議決権は、社員1名につき1個とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により、表決した社員は、総会に出席したものとみなす。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 社員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第5章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第20条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とする。代表理事以外の理事のうち若干名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 監事は、当法人の又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
  - 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
  - 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

- 第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(顧問)

- 第25条 当法人に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。

(職員)

- 第26条 当法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、代表理事が任免する。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない当法人の業務の執行に関する事項

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事を議長とする。

(議決)

第31条 理事会の議決は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決にかかわることができない。

(報告の省略)

第32条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知し

たときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第7章 基金

(基金の拠出等)

第35条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第8章 計算

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び収支決算)

第37条 当法人の事業報告及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の種類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第11章 附則

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第45条 当法人の設立時理事、代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	廣瀬貴樹
設立時理事	関川政好
設立時理事	菱よしみ
設立時理事	池田孝
設立時理事	菅野清孝
設立時理事	岩瀬正幸
設立時理事	高橋宏明
設立時理事	大柁遥平
設立時理事	濱名伸明
設立時理事	青木ひふみ
設立時理事	石川一代
設立時理事	廣瀬千尋
設立時監事	古沢暢子

神奈川県横浜市泉区上飯田町1019番地4  
設立時代表理事 廣瀬貴樹

(設立時社員の氏名及び住所)

第46条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

神奈川県横浜市泉区上飯田町1019番地4

設立時社員 廣瀬貴樹

神奈川県横浜市泉区上飯田町1019番地4

設立時社員 廣瀬千尋

神奈川県横浜市戸塚区汲沢七丁目4番29号

設立時社員 笠島恵子

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上のとおり，一般社団法人かけはし設立のため，設立時社員の定款作成代理人である司法書士成尾久宝は，電磁的記録である本定款を作成し，これに電子署名をする。

令和 年 月 日

神奈川県横浜市泉区上飯田町1019番地4  
設立時社員 廣瀬貴樹

神奈川県横浜市泉区上飯田町1019番地4  
設立時社員 廣瀬千尋

神奈川県横浜市戸塚区汲沢七丁目4番29号  
設立時社員 笠島恵子

上記設立時社員3名の定款作成代理人

東京都墨田区業平三丁目12番7号  
司法書士 成尾 久宝